

大規模災害時における
災害支援活動に関する協定書

平成25年12月2日

一般社団法人 熊本県歯科医師会
熊本県歯科用品商組合

大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

一般社団法人熊本県歯科医師会（以下、「甲」という。）と、熊本県歯科用品商組合（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、熊本県内において大規模災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）に、甲からの要請に応じ、乙が行う第3条に規定する災害支援活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害支援活動の内容）

第2条 乙は、甲から要請があったときは、熊本県の区域内の市町村が開設する避難所等（以下、「避難所等」という。）において、次に掲げる災害支援活動（以下、「災害支援活動」という。）を行うものとする。

（1）被災状況の情報収集

（2）災害医薬品の原価での提供

（3）罹災した歯科医師会会員等に対する人道的支援

（4）人命救助・後片付け等を含めた積極的参加

（甲の要請）

第3条 甲は、災害用歯科用材料器及び医薬品の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、乙に対し歯科用材料器及び医薬品の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（供給要請の方法）

第6条 前条に掲げる甲の歯科用材料器及び医薬品の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（歯科用材料器及び医薬品の引き取り）

第7条 歯科用材料器及び医薬品の引き取り場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第8条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第9条 供給要請した歯科用材料器及び医薬品の代価については、歯科用材料器及び医薬品の供給を受けた者が、原価価格で、供給業者に支払うものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれからも申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月2日

甲 熊本市中央区坪井2-4-15
一般社団法人 熊本県歯科医師会
会長 浦田 健一


乙 熊本市中央区本荘6-17-16
有限会社 河野歯科商店内
熊本県歯科用品商組合
組合長 黒田 雅明
